事 務 連 絡 令和3年1月21日

各 (都 道 府 県 保健所設置市 衛生主管(部)局 御中 特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う 清涼飲料水の製造基準の適合について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和3年厚生労働省告示第15号) が本日告示されたところです。

それを踏まえ、標記について、食品衛生法第13条第1項の規定に基づく製造基準によらない方法で製造することが総合衛生管理製造過程において承認されている下記品目について、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)清涼飲料水の製造基準のうち「e.清涼飲料水のうち、cに定める方法により殺菌又は除菌したものに乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料を混合するものにあっては、混合以降の工程を、病原微生物により汚染されない適当な方法で管理し、自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。」に適合しているものであることについて確認しましたので、業務の参考として情報提供いたします。

記

【事例1】

の有効期間満了日

1 申 請 者 の 名 称 株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀

2 施 設 の 名 称 株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀関東工場

3 施 設 の 所 在 地 栃木県下野市下石橋 561番地

4 製品の種類 (商品名) 清涼飲料水 (「Frubio」オレンジミックス)

5 総合衛生管理製造過程 令和5年8月8日

【事例2】

1 申請者の名称

2 施 設 の 名 称

3 施設の所在地

4 製品の種類(商品名)

5 総合衛生管理製造過程 の有効期間満了日 四国化工機株式会社

四国化工機株式会社富士小山食品工場

静岡県駿東郡小山町菅沼 834 番地 6

清涼飲料水 (ヤクルトのはっ酵豆乳)

令和3年1月23日